

福井工業高等専門学校研究設備等利用規則

平成27年2月4日規則第2号

改正 平成29年 4月12日規則第12号 平成30年10月 9日規則第7号
令和元年 5月29日規則第18号 令和2年 3月26日規則第67号
令和 6年 1月10日規則第 3号

(趣旨)

第1条 この規則は、「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」(令和4年3月大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会)に則り、福井工業高等専門学校(以下「本校」という。)が所有する研究設備・機器(以下「設備等」という。)の利用について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学内における設備等の共同利用及び学外者の設備等の利用(以下「設備等の利用」という。)を推進することにより、限られた予算を効率的に使用し、研究力向上に資し、並びに設備等を支える人材の技能向上及び技術継承に寄与するものとする。

(体制)

第3条 設備等の利用を推進するため、設備等に関し統括するための部局(以下「統括部局」という。)を置くものとし、本校地域連携テクノセンターがその業務を担うものとする。

(業務)

第4条 統括部局は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 設備等の整備・運用計画の策定に関すること。
- 二 設備等の利用者の交流と共同研究等の促進に関すること。
- 三 設備等の学内外に対する利用促進及び管理・運営体制に関すること。
- 四 設備等を支える人材の技能向上及び技術継承に関すること。
- 五 その他第2条の目的を達成するために必要な事項

(利用の対象とする設備等)

第5条 利用の対象とする設備等は、一般的に購入が困難な高額な設備等である等、多くの者が利用可能な設備等とする。

- 2 主たる使用者が退職する等により、利用頻度が低下した設備等については、その利活用を努めるものとする。
- 3 本校の教育研究活動に支障をきたさないよう運用するものとする。

(学外者の利用資格等)

第6条 本校の教職員及び学生以外の者で設備等を利用できる者(以下「利用者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 教育研究機関並びに企業の研究者及び技術者
- 二 その他校長が特に認めた者

- 2 利用できる設備等については、校長が別に定める。

(設備等利用の手続き及び許可)

第7条 設備等の利用許可を受けようとする利用者は、別紙様式第1号に定める申請書により、原則として利用する日の20日前（土日祝祭日及び本校の休業日を除く。）までに校長に提出し、許可を受けなければならない。

2 校長は、許可するに当たって本校の教育研究活動に支障がないと認めた場合は、別紙様式第2号により利用者に許可の通知を行うものとする。

（利用時間）

第8条 設備等の利用時間は、土日祝祭日及び本校の休業日を除く8時30分から17時00分までとする。ただし、校長が本校の教育研究活動に支障がないと認めた場合、又は管理運営上支障がないと認めた場合など、特段の影響がない場合で適当と認めた場合は、利用時間以外の時間において設備等を利用させることがある。

（利用者以外の禁止）

第9条 利用者は、利用目的以外に設備等を利用し、又はその許可に係る権利を第三者に譲渡してはならない。

（利用許可の変更、取消）

第10条 第7条の規定により利用許可を受けた者が利用日時の変更又は取り消しをする場合は、利用開始の前日（土日祝祭日及び本校の休業日を除く。）までに申し出て、校長の許可を受けなければならない。

2 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者に対し当該許可を取り消すことができるものとする。ただし、各号においては利用料金を返還しない場合がある。

- 一 利用者がこの規則に違反し、若しくは設備等の利用に重大な支障を生じさせた場合、又はその恐れがある場合
- 二 校長の指示に従わなかった場合
- 三 本校において、当該設備等を利用する必要性が生じた場合
- 四 その他管理運営上において障害があると認めた場合

（講習）

第11条 利用者は、設備等の利用の前に必要な講習を受けなければならない。

（利用料等）

第12条 利用者は、別に定める利用料及び講習料を前納しなければならない。ただし、校長が特に認める場合は、利用料及び講習料の半額を免除することができる。

2 講習料は、設備等を正常稼働させるための手法を習得するために必要となる料金であることから、対象となる設備等を利用する際の初回のみ課せられるものとする。である。ただしなお、講習受講希望があった場合は、その限りではない。

3 利用料及び講習料は、本校が発行する請求書により収納する。

（免責）

第13条 設備等の利用により利用者に生じた損害については、本校は一切の責任を負わないものとする。

（損害賠償）

第14条 利用者は、いかなる理由も問わず設備等を滅失及び毀損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

（実績報告）

05310 研究設備利用規則

第15条 統括部局は、設備等の運用実績を四半期ごとに校長に報告するものとする。
(事務)

第16条 統括部局の事務は、総務課が処理する。
(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、設備等の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月12日改正)

この規則は、平成29年4月12日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年10月9日改正)

この規則は、平成30年10月9日から施行する。

附 則 (令和元年5月29日改正)

この規則は、令和元年5月29日から施行し、同年5月1日から適用する。

附 則 (令和2年3月26日改正)

この規則は、令和2年3月26日から施行する。

附 則 (令和6年1月10日改正)

この規則は、令和6年1月10日から施行する。